

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2019年(令和元年)

August 8月号

令和元年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました



錦江湾サマーナイト花火大会（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和元年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました	2～3
「配偶者手当」の在り方について	
企業の実情も踏まえた検討をお願いします	3
令和元年度	
(公社)鹿児島県労働基準協会定時社員総会を開催しました	4
令和元年度上半期相談状況について	5
災害に学ぶ～交通労働災害について～	6
令和元年 死亡災害事例（令和元年6月末現在）	7
外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のご案内	7

高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）	8
令和元年 業種別死傷災害発生状況（6月末速報値）	8
令和元年度 両立支援等助成金のご案内	9
時間外労働等改善助成金のご案内	10～11
仕事休もっ化計画について	12
第33回（令和元年度）	
全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱	13
雇用管理研修のご案内	14～15
ゼロ災運動K Y Tトレーナー研修会のご案内	16～17
令和元年9月の講習開催のご案内	18

さくらじま

鹿児島県は離島を多くかかえ、南北約600kmと南北に長い県であり、屋久島、種子島宇宙センター、霧島、屋久島、雄川の滝、佐多岬等があり、自然、文化、観光等の面で豊富な資源を有しているが、最近気になることがある。それは屋久島のことである。本土を除いては日本全国で7番目に大きな島であり、宮之浦岳（1,936m）をはじめ、1,000mから1,900m級の山々が連なり「洋上のアルプス」と呼ばれ、1993年に姫路城、法隆寺、白神山地とともに日本で初めて世界遺産に登録されている。「一月に35日雨が降る」と言われ、降水量が多く豊富な流水や湧水にも恵まれており、気候も山頂付近の年間平均気温が約6℃であり、平野部の亜熱帯気候から山頂付近の亜寒帯気候までが凝縮されている希有な島であると言える。

もともと降水量の多い屋久島に、今年5月に全国のテレビでも報道されたが、50年に1度という大雨が降り、土砂崩れや道路陥没が相次ぎ、300人を超える登山客らが一時孤立した。バスや山小屋で一夜を明かした登山客は翌日自衛隊等に救助され、全員下山できたのは奇跡に近かったのではないかと思われる。屋久島は世界自然遺産に登録されて以来、毎年多くの登山客が訪れているが、遭難や事故が後を絶たず、2年前には雨で増水した沢に流された2人が亡くなっている。このような負のイメージも持ち合せているものである。

今後は登山客の安全対策、ガイドの資質の向上を行い、また、登山道の劣化、ゴミ処理、山岳トイレ等の社会的問題を解決し、世界中の観光客がぜひ訪れてみたいと思わせる魅力的な屋久島になることを願うばかりである。

令和元年度 鹿児島労働安全衛生大会が開催されました

(公社)鹿児島県労働基準協会

本年度の鹿児島労働安全衛生大会は、7月1日（月）、鹿児島市民文化ホールにおいて鹿児島労働局主唱のもと、県内の各労働災害防止団体等が主催し、鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社の後援を頂き開催しました。

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約400人の方が参加しました。

開会に先立ち、労働災害により尊い命を亡くされた方々への黙とうを行い、開会後、地域の中で安全衛生に関する水準が特に良好で、他の模範であると認められる事業場に鹿児島労働局長より表彰状の授与が行われました。



小林剛鹿児島労働局長挨拶



諏訪健策大会会長挨拶

この後、諏訪健策大会会長が、主催者を代表して令和の新しい時代に労働災害の防止を徹底するためには、作業に携わるすべての労働者が日常の安全衛生活動のPDCAを確立していくこうと挨拶を行いました。

続いて、小林剛労働局長から労働災害の防止を願う挨拶があり、また、来賓としてお越し頂いた鹿児島県知事、鹿児島市長、県経営者協会会长、日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長より、本大会に寄せてご祝辞を頂きました。



講演中の中村安久先生



講演中の河村裕先生

休憩の後、アーバンウェルネスクラブ エルグの指導員によるストレッチ体操を全員参加で行いました。

第2部では、公益社団法人鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島産業保健部副部長の河村裕先生による「脳卒中について」、町田酒造(株)代表取締役社長の中村安久先生による「働き方改革で従業員満足度の向上を図る」と題し、特別講演が行われました。

いずれも現在にマッチした講演で、参加者は最後まで熱心に傾聴されました。

最後に、本日の大会を契機に、家庭や地域社会において重要な役割を担っている鹿児島県で働く全ての人々の安全と健康を守り、より良い快適な職場環境を築くため、労使協力して全力を尽くすことを誓い、大会宣言が力強く読み上げられました。



大会風景

大会宣言は、満場一致で採択され、無事大会を終了することができました。



全員参加のもとエルグ指導員によるストレッチ体操

令和元年度 安全衛生に係る表彰事業場 鹿児島労働局長表彰

【奨励賞】

- ・シチズン時計マニュファクチャリング株式会社
鹿児島工場（日置市）
- ・雲海酒造株式会社 出水蔵（出水市）
- ・フェニテックセミコンダクター株式会社
鹿児島工場（湧水町）



喜びの受賞者の皆さん

「配偶者手当」の在り方について 企業の実情も踏まえた検討をお願いします ～女性の活躍を促進していくために～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改正が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることができます。

厚生労働省では、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、「配偶者手当の在り方の検討に關し考慮すべき事項」を取りまとめました。各企業におかれましては、趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話合いを進めていただくようお願い申し上げます。

「配偶者手当の見直しを実施・検討した企業の例」や「『配偶者手当』の円滑な見直しに向けた留意点」などの詳細につきましては、「『配偶者手当』の在り方の検討に向けて～配偶者手当の在り方の検討に關し考慮すべき事項～（実務資料編）」をご参照ください。

厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

令和元年度定時社員総会開催される

(公社)鹿児島県労働基準協会

6月27日、鹿児島市内のホテルにおいて、令和元年度定時社員総会を開催し、平成30年度事業報告及び収支決算、監査報告、定款の一部変更等の議案が上程され、いずれも原案どおり承認されました。

当日は、役員、代議員多数の出席のもと、ご来賓として鹿児島労働局より、小林剛局長様、笹川一彦労働基準部長様をお迎えし、ご祝辞を頂くなど盛会のうちに開催することができました。

諏訪健作会長は、行政・関係機関との連携を密にし、働き方改革等法改正に対応した事業の取組と本会の事業計画を確実に推進し、一層の公益事業を進めていきたいとあいさつを行いました。

また、新たに第13次労働災害防止計画が策定されたことから、より一層労働災害防止活動に重点をおき、労働災害撲滅を図っていきたいと決意を述べました。

総会後、職員永年勤続表彰が行われ会長より表彰状が授与されました。

表彰された方は、次のとおりです。

【勤続20年】

- 森岡 英和（ヘルスサポートセンター鹿児島）
- 吉田 義信（同上）
- 村山 里絵（同上）

【勤続30年】

- 白久 桂子（大島支部）

【勤続40年】

- 中川 万里（本部）



諏訪会長のあいさつ



小林労働局長の祝辞



総会風景



表彰受賞者

令和元年上半期相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた令和元年上半期（1月～6月）の労働条件に関する相談件数は3,547件で、前年同期と比べて404件（12.9%）の増加となりました。

相談区分別にみると、賃金不払いが879件（24.8%）、年休が717件（20.2%）、解雇が683件（19.3%）、時間外・休日労働が676件（19.1%）の順で多くなっています。また改正労基法に関わる年次有給休暇と時間外・休日労働に関する相談については、前年同期に比べてそれぞれ55.8%の増加、14.9%の増加となっています。県内企業の年間総労働時間は全国平均に比べて長く、また年次有給休暇の取得率は低いという統計結果も出ています。

今年の4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、これにより、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の最低5日間の時季指定義務など、各企業において様々な対応が求められていくことになります。

人出不足が深刻化する中で、県内の各企業が優秀な働き手を確保していくためには、法改正に的確に対応し、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進をはじめ、働きやすい労働環境を整備していくことが非常に重要となります。

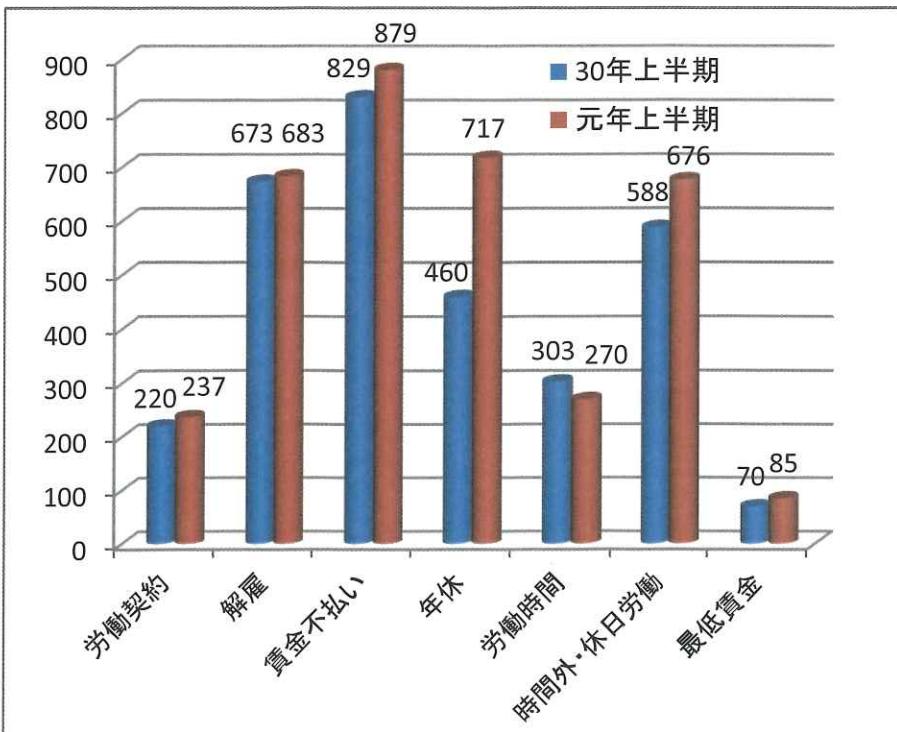
各企業においても職場環境の改善・整備にお取り組みいただきますようお願いいたします。

鹿児島労働局管内の労働基準監督署には労働時間相談・支援コーナーを設置し、労働時間制度などの改善方法や助成金などの支援策を含めたきめ細かな支援を行うこととしていますので、お気軽にご相談ください。

なお、厚生労働省では中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するためワンストップ相談窓口として鹿児島働き方改革推進支援センター（☎0120-221-255）を開設（委託）していますので、これらにつきましてもお気軽にご活用ください。

令和元年(上半期)相談状況

相談区分	30年上半期	元年上半期	前年比較	増減率
労働契約	220	237	17	7.7%
解雇	673	683	10	1.5%
賃金不払い	829	879	50	6.0%
年休	460	717	257	55.9%
労働時間	303	270	▲ 33	▲10.9%
時間外・休日労働	588	676	88	15.0%
最低賃金	70	85	15	21.4%
合計	3,143	3,547	404	12.9%



災害に学ぶ 交通労働災害について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

先日、車を運転していると、他の車が割り込んできて、急ブレーキを踏まされました。

その車はしばらく走るとスピードを落とし、道路の真ん中で停車、対向車をやり過ごし、ワインカーもつけずに右折して私の視界から消えて行きました。

考えてみると、急な割り込み等は、車に乗るたび遭遇しています。最近は、マナーが悪い人が増えてきて、事故は増えているのだろうと思い、鹿児島県内の交通事故の発生件数を見てみると、交通事故の発生件数及び負傷者数とともに、平成13年を最高に減少傾向にありました。

一方、労働災害の中での交通事故の発生件数を見てみるとほぼ横ばいでした。

労働災害の中での交通事故の発生件数が減っていないのは何故なのでしょうか。

今回は、仕事中に交通事故に巻き込まれた災害事例を紹介します。

【災害事例1】**災害の概要**

被災者は警備会社に勤務しており、車両の交通誘導の仕事をしていました。

事故当日も道路清掃作業のために上下1車線ずつの道路を片側交互通行とした現場で、被災者は上り車線の交通誘導を担当していました。

上り車線の待機車両を全て通行させ、次に同僚が下り車線の車両を通行させていたところ、上り車線を走ってくる車が遠くに見えました。

下り車線の車の通行中であったので、この車を所定の位置に停車、待機させようと、被災者は近づいてくる車に停車するよう合図を送りましたが、運転手は合図に気づくのが遅れ、被災者を撥ねてしまいました。

被災現場は長い上りの直線道路の頂上付近であり、被災場所は通行車両の運転席からは見えにくいところでした。

原因

- ① 運転手が、交通誘導員の存在に気がつかなかったこと。又は、気づくのが遅れたこと。
- ② 被災者の作業位置は、通行車両から見えにくい位置であったことを、被災者や現場責任者が認識していないかったこと。
- ③ 車両は、必ず止まってくれるものと、被災者は思い込んでいたこと。
- ④ 通行車両の突進を防止するための緩衝装置等を設置していなかったこと。
- ⑤ 工事施工等の看板がなかったこと。

再発防止対策

- ① 交通誘導員等が、通行車両等からどのように見えるかを確認し、視認性等が悪いのであれば、停車位置の変更や看板等の設置を行うこと。
- ② 緩衝装置等を設置、若しくは退避スペースを確保すること。
- ③ 交通誘導員等に、誘導作業中に想定される災害を具体的に認識させること。

【災害事例2】**災害の概要**

被災者はガソリンスタンドに勤務しており、給油スタッフとしての業務を行っていました。このガソリンスタンドでは、給油を終えた自動車を車道へ送り出す際は、給油スタッフが道路に出て通行車両を停車させ、給油車両を送り出していました。

被災当日も、いつものように給油を終えた車両をガソリンスタンドの出口付近まで誘導し、その後、道路に出て、通行車両を止めるために、両手を挙げ、向かってくる車両に停止するよう合図を出していましたが、通行車両の運転手はそれに気づかず、被災者を撥ねたものです。

現場はカーブを曲がり終えた後の短い直線であり、被災者の合図は、カーブを曲がってくる車両からは見えにくい状態でした。

原因

- ① 通行車両が、どの時点で停車の合図に気付くのかを被災者が把握していなかったこと。
- ② 車両は必ず止まってくれるものと、被災者は思い込んでいたこと。

再発防止対策

- ① 自分が通行車両からどのように見えるかを理解させ、合図を行う位置等の検討を行うこと。
- ② 給油スタッフに、作業中に想定される災害を具体的に認識させること。

【おわりに】

紹介しました交通事故による労働災害の原因は、運転手の前方不注意等によるところも大きいと言えるでしょう。

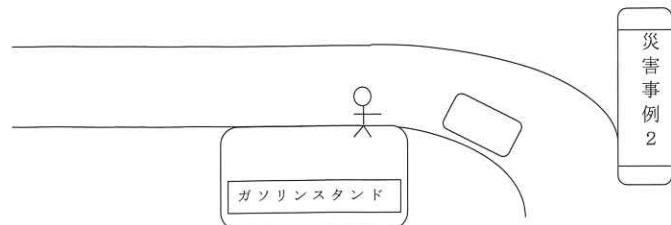
交通事故の専門家も「交通事故に遭わないとには、車に乗らないこと、車が通る所にいないことです。」と言っています。交通事故防止とはそれくらい難しいものなのです。

しかし、車は、不特定多数の人が様々な条件下で運転するものですから、運転手だけに注意義務を押しつけても、災害の防止には限界があります。

被災者、加害者の立場を離れ、交通労働災害防止の観点から考えてみると、被害に遭った側にも、①通行車両から自分がどのように見えているのか？②どのような危険がこの作業にあるのか？③危険防止のためにできることは何か？という意識が欠落していたと言えるのではないかでしょうか。

交通労働災害に遭わないとには、車を運転していない作業員等の側も「運転免許」ではない、「積極的な防衛策」を講じることが非常に重要であると言えます。

近年、「車両が自動で停止するシステム」を搭載した車の広告をよく見かけます。このようなシステムがもつと進化して全ての車両に搭載される日が来るまでは、車を運転している人、運転しない人の双方が、積極的な交通事故を防ぐ行動をとることに努めなければならないと言えるでしょう。



災害事例2

令和元年 死亡災害事例（令和元年6月末現在）

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	平成31年2月	産業廃棄物処理業	移動式クレーン運転者	男	64	20年	激突され	移動式クレーン	被災者は朝8時頃から一人で被災現場で産業廃棄物を入れたコンテナ（総重量2.3t）を回収するため、車両積載型トラッククレーンで積込み作業を行っていた。荷を吊り上げ、ジブを旋回させた際、機体がバランスを崩し、操作していた被災者の方へ横転し下敷きになったもの。
2	平成31年2月	農業	作業者・技能者	男	59	5年	飛来、落下	フォークリフト	倉庫内において、トラック荷台からのコンテナから大量のゴムの木（長さ約2m、径5cm）を降ろす作業を行っていた。コンテナの一つの面の差し込み式の棚をフォークリフトで引き抜こうとしたところ、荷崩れ防止用に設置していた木がはじかれ、車両近くの地上にいた被災者の頭部を直撃した。意識不明で病院へ搬送され入院加療中であったが、17日後に急性硬膜下血腫により死亡した。被災者は保護帽を着用していなかった。
3	令和元年5月	その他の食料品製造業	販売員	男	59	20年	交通事故（道路）	トラック	顧客先に向かうためトラックを運転して片道1車線の国道を走行中、中央線をはみ出し、対向車線を走行してきた大型トラックと正面衝突したもの。
4	令和元年5月	木材伐出業	伐木・造林作業者	男	59	10年	激突され	立木等	山林の伐木作業現場において、午後の作業終了後、被災者の姿が見当たらないため、同僚が被災者を探したところ、伐倒されたスギ（樹高約19m、胸高直径約30cm）の下敷きとなっている状態の被災者を発見した。その後、病院に搬送されたが、死亡が確認された。



鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局監督課外国人労働相談コーナーでベトナム語による
労働条件、労働災害などに関する相談を受け付けています



場所：鹿児島労働局監督課

(鹿児島市山下町13-12 合同庁舎2階)

Địa chỉ : Cục lao động Phòng thanh tra

(Kagoshimashi Yamashitachou 13-12 goutouchousha tầng 2)

開設日時：水曜日午前9時～午後4時30分

Thời gian : thứ 4 hàng tuần 9:30sáng ~ 4:30 chiều

電話番号 : 099-216-6100

SĐT : 099-216-6100

ほつと一息 vol.6



オクラ（桜島の大地より）

高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）

鹿児島労働局訓練室

生徒が応募前職場見学を行うことは、職業や職場への理解を深め、自分の目で応募先を選ぶ良い機会であり、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止にも資することから、積極的な受け入れをお願いいたします。職場見学の受入れに当たりましては、学事日程に影響がないよう夏休み期間等を活用いただくとともに、特定の高校の生徒だけでなく、できる限り多くの高校生が参加できるようご配慮をお願いします。

応募前職場見学では、採用選考の判断材料の一つとすることや、採用選考と解される行為を行ってはならないことにご留意ください。実施を希望される場合には、「応募前職場見学実施予定表(様式16)」を作成し、高卒用求人申込書とともにハローワークに提出してください。

9月16日からは高校生の採用選考が開始されるところですが、選考の際に、本人の適性・能力とは関係のない質問をすることは、就職差別につながる恐れがあります（本籍・家族構成・家族の仕事など）。特に、本人の緊張を和らげようとして、本人の話しやすそうな家族のことについて質問した結果、問題事案になった例もありますので、ご留意ください。

日本国憲法では、「職業選択の自由」を基本的な人権の一つとして保障しています。これを実現するためには、不合理な理由で就職の機会が制限されないこと、「就職の機会均等」が重要になってまいります。

企業の採用担当者の皆様におかれましては、応募者に広く門戸を広げていただきますとともに、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考により、地元、鹿児島での就職を希望する生徒を一人でも多く採用いただきますようお願い申し上げます。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和元年5月末現在】

県内有効求人倍率	1.37倍（前月と同水準）
全国平均有効求人倍率	1.62倍（前月比0.01P減）

県内正社員有効求人倍率	0.95倍（前年同月比0.08P増）
全国正社員有効求人倍率	1.07倍（前年同月比0.04P増）

* 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人倍率（季節調整値）が、3ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人の増減にばらつきが見られるところから、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

Uターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会の参加企業にお願いします。

鹿児島労働局職業対策課

【面接会までに必ず求人の申込みを！】

● Uターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会（8月16日（金）城山ホテル鹿児島にて開催）に参加する事業主の方で、雇用関係助成金（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等）の活用をお考えの場合は、ハローワークでの求人申し込みが必要です。

また、再就職手当等の受給を考えている求職者のなかには、ハローワークに申し込まれた求人への応募が必要となる場合がありますので、参加企業においては、必ず面接会開催までに事業所の所在地を管轄するハローワークに求人申し込みを行ってください。

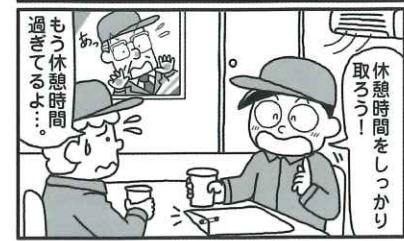
求人申し込みに関する詳細は、県内各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）まで、お問い合わせください。

令和元年 業種別死傷災害発生状況（令和元年6月分 速報版）

鹿児島労働局

	令和元年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	757	4	794	5	-37	-1
1 製造業	152	1	151	0	1	1
1 食料品製造業	86	1	79		7	1
4 木材・木製品製造業	11		15		-4	
9 窯業土石製品製造業	6		8		-2	
11～12 金属製品製造業	11		6		5	
13～15 機械機具製造業	11		13		-2	
上記以外の製造業	27		30		-3	
2 鉱業	0	0	4	0	-4	0
3 建設業	115	0	127	2	-12	-2
1 土木工事業	57		47		10	
2 建築工事業	51		65	2	-14	-2
3 その他の建設業	7		15		-8	
4 運輸交通業	71	0	93	0	-22	0
1 鉄道・航空機業	0		5		-5	
2 道路旅客運送業	2		10		-8	
3 道路貨物運送業	69		76		-7	
4 その他の運輸交通業	0		2		-2	
5 貨物取扱業	10	0	15	0	-5	0
1 陸上貨物取扱業	3		6		-3	
2 港湾運送業	7		9		-2	
6 農林業	47	2	36	2	11	0
1 農業	16	1	16	1		
2 林業	31	1	20	1	11	
7 畜産・水産業	35	0	41	0	-6	0
8 商業	106	0	94	0	12	0
1 卸売業	16		8		8	
2 小売業	81		68		13	
3 理美容業	0		3		-3	
4 その他の商業	9		15		-6	
9 金融・広告業	8	0	7	0	1	0
11 通信業	11	0	11	0	0	0
12 教育・研究業	8	0	7	0	1	0
13 保健衛生業	98	0	114	0	-16	0
1 医療保健業	42		56		-14	
2 社会福祉施設	56		56			
3 その他の保健衛生業	0		2		-2	
14 接客娯楽業	40	0	42	0	-2	0
1 旅館業	12		7		5	
2 飲食店	20		17		3	
3 その他の接客娯楽業	8		18		-10	
上記以外の事業	56	1	52	1	4	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	35	1	30	1	5	
16 官公署	0		2		-2	
17 その他の事業	21		20		1	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	72	0	82	0	-10	0
第三次産業（8～17）	327	1	327	1	0	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



令和元年度 両立支援等助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

1 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給します。

①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

<職場支援加算>：育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合

③代替要員確保時：育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

<有期契約労働者加算>育児休業取得者が期間雇用者の場合

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度（A）や保育サービス費用補助制度（B）を導入し、労働者の職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上（A：20時間、B：3万円）利用させた場合

①育休取得時	28.5万円<36万円>	
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時 (1人当たり)	47.5万円<60万円>	有期労働者加算9.5万円<12万円>
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A 看護休暇制度1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用実支出額の2/3補助

※生産性要件を満たした事業主は<>の額を支給。以下すべてのコースについて同じ。

※①②は1企業2回まで（無期雇用者、有期雇用者）支給。

③は1企業当たり1年度10人まで5年間支給。

④A・Bは最初の支給申請日から3年以内に5人まで。さらに、1企業当たりAは200時間<240時間>Bは20万円<24万円>が上限。

2 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

①対象労働者が介護休業を合計14日以上取得し、復帰した場合

②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度

(*)を導入し、合計42日以上利用した場合

(*)所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務、介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助

①介護休業	②介護両立支援制度
取得時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>
復帰時：28.5万円<36万円>	

※①②とも1企業1年度5人まで支給。（2020年度までの時限措置予定）

3 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に助成します。

	中小企業	中小企業以外
①1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
②2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円<18万円> 14日以上 23.75万円<30万円> 1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	14日以上 14.25万円<18万円> 1ヶ月以上 23.75万円<30万円> 2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※①は当該事業主の下で初めて生じた育児休業取得者。

②は1企業当たり1年度10人まで支給。（支給初年度のみ9人まで。支給初年度において①に該当する労働者がいない場合は、②のみの支給）。過去に男性の育児休業取得実績がある企業も対象。

③は1企業1回まで。

※①～③は、いずれも2020年までの時限措置の予定。

4 再雇用者評価待遇コース（カムバッック支援助成金）

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価・待遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
①再雇用者1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
②再雇用者2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて、半額ずつ支給。

※退職後1年以上経過している者を再雇用し、無期雇用者として継続雇用した場合に支給。

5 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した中小企業事業主に支給します。

※中小企業事業主とは、常時雇用する労働者が300人以下の事業主（このコースに限る）

①2つ以上の取組目標の達成時	38万円<48万円>
②数値目標の達成時	28.5万円<36万円>
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>

※助成対象となる目標

- ・女性の積極採用
- ・女性の配置・教育訓練等
- ・女性の積極登用等
- ・多様なキャリアコース

中小企業事業主の皆さんへ

「時間外労働等改善助成金」のご案内

(テレワークコース)

労働時間等の設定の改善*及び仕事と生活の調和の推進のため、

**在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む
中小企業事業主を支援します！**

- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい



*「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/>	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) • web会議用機器 • 社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア • 保守サポートの導入 • クラウドサービスの導入 • サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	<input type="checkbox"/> 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 労務管理担当者に対する研修
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 労働者に対する研修、周知・啓発
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況※に応じて助成します。※成果目標・評価期間は裏面参照。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 (注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象	対象経費の合計額 × 補助率 (上記の額を超える場合は 上限額 ※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

<支給額の例>

労働者100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり30万円の機器を導入する場合
所要額 30万円×5人 = 150万円
○成果目標達成の場合 → 20万円×5人=100万円を助成
○成果目標未達成の場合 → 10万円×5人=50万円を助成

※ 成果目標、ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。



厚生労働省・都道府県労働局

成果目標と評価期間

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください（達成状況に応じて支給額が変わります）。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
- ③ 年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる
又は
所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

評価期間

上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施期間（交付決定の日から平成31年2月15日まで）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

ご利用の流れ

- ① 「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月2日（月））
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2

- 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

- ③ 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請（締切は2月末日）
※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

中小企業事業主の範囲		
	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談

検索

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク相談センター

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

※ 時間外労働等改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人 日本テレワーク協会により行われています。

(H31.4)

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



- 労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」（以下「計画的付与制度」という。）とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
山の日 11	振替休日 12	夏季休暇 13	夏季休暇 14	夏季休暇 15	計画年休 16	17
18	プラスワン休暇 19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1) 導入例

例えば、2019年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も可能です。

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注）就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

今年から、あなたの会社にも「ゆう活」を取り入れませんか。

「ゆう活」とは、日照時間が長い夏は早くから働き、その分早めに仕事を終えて、まだ明るい夕方の時間を有効に活用しようとする取組です。「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの導入が効果的です。ゆう活の取組を通じて、業務の効率化が図られ、長時間労働が抑制されるなど、企業にも様々なメリットがあります。



第33回（令和元年度） 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱

公益社団法人 日本作業環境測定協会

1 趣旨

- (1) 近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が速いテンポで導入され、これらを用いる作業にかかるリスク管理の対応が求められています。
- (2) 国は、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に労働安全衛生法を改正し、化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施について事業者の努力義務として導入しました。平成28年6月からは、同法の改正により640の化学物質に係る作業のリスク評価の実施が事業者に義務付けられ、その後さらに対象物質数は増えて平成30年7月からは673物質となっています。
- (3) このような化学物質のリスク管理のための法令が充実を見る一方で、近年、印刷作業場における胆管がんの発生に続き、芳香族アミン化合物を使用する作業場で膀胱がんが多発するなど、労働者が安心して働く作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。
- (4) 「作業環境測定」および「測定結果の評価」は、有害物質の作業場所の空气中における濃度を定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定し、作業環境の改善につなげるものであり、化学物質等を製造または取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっております。
(3)のような状況を踏まえれば、法令により作業環境測定を義務付けている作業場にとどまらず、前述の673物質にかかる作業のリスクアセスメントの手法としてもその有効性を改めて事業場に認識していただく必要があります。
- (5) 「公益社団法人日本作業環境測定協会」は、このように「作業環境測定およびその結果の評価」が適正に実施されることが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主をはじめ事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援をいただき昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってまいりました。
- (6) その第33回を迎える本年度は、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場および作業環境測定士が先頭に立って、行政および関係者との連携のもとに、①事業場に対し法定作業環境測定の完全実施を促すこと、②作業環境測定が673物質にかかる作業のリスクアセスメントの有効な手法であることの理解とその実践を促すこと、および③国立大学法人および私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、に力を置いて展開いたします。

2 実施期間

令和元年9月1日から9月30日。なお、令和元年6月1日から8月31日までを準備期間とします。

3 推進運動の標語

当たり前のいつもの事こそ 定期に測定 日々の安心

4 主催者

公益社団法人日本作業環境測定協会〔本部および全国13支部（北海道、東北、北関東、京葉、神奈川、北信越、東海、京滋、大阪、兵庫、中国、四国および九州の各支部）において展開する。〕

5 後援

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力

一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本化学工業協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働衛生工学会

7 実施者

全国の事業場、作業環境測定士、作業環境測定機関

(公社) 日本作業環境測定協会 九州支部 鹿児島分会会員の作業環境測定機関名

(公社) 鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島 電話 099-267-6240

(株) 鹿児島環境測定分析センター 電話 099-201-4177

(株) 小溝技術サービス 電話 099-256-0151

 厚生労働省委託事業

平成31年度

建設事業所のための

雇用管理研修

のご案内


**受講料
無料**

平成31年度 建設労働者雇用支援事業（厚生労働省委託事業）では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（建設労働者雇用改善法）に基づき、雇用管理に役立つ講習を全国47都道府県で無料にて行います。

鹿児島開催

基礎講習

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得することを目的としています。

●主な講習内容●

- ✓建設業の現状と課題
- ✓社会保険加入対策
- ✓雇用管理責任者の責務
- ✓雇用契約・就業規則
- ✓賃金管理・労働時間管理など



9:00～16:30（定員80名）

●日時・会場●

9月10日（火）

鹿児島市

オロシティーホール
2階中会議室

鹿児島市卸本町6-12

11月6日（水）

曾於市

曾於建設会館
2階会議室

曾於市大隅町岩川5662

10月9日（水）

若者の職場定着への悩み等を抱える経営者・管理監督者等

**コミュニケーションスキル等向上コース 12:50～16:30（定員40名）**

若者の職場の定着率を高めるための、コミュニケーションスキルをご紹介いたします。

●主な講習内容●

若年労働者と熟年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術・技能を取得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得します。



●日時・会場●

11月19日（火）

鹿児島市

オロシティーホール
2階第4会議室

鹿児島市卸本町6-12

※建設関係事業者以外の方は受講できません。

◆研修終了後に、修了証を交付します。 ◆テキストは当日無料で配布いたします。

※詳細なカリキュラムは、裏面「お申込み」欄に記載されている特設HPをご覧ください。
昼食、お飲み物等は各自ご用意ください。

お申込み方法・お問い合わせ先は裏面をご覧ください

主催 株式会社労働調査会 **協力** 公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

※「建設事業主等に対する助成金」を受給できる場合があります。助成対象の要件は最寄りの都道府県労働局、ハローワーク等へお問合せください。

鹿児島
開催

雇用管理研修申込書

必要事項をご記入の上、左下のFAX番号までご送信ください。また、特設HP「雇用管理研修」（下部参照）からも受付いたします。「開催日程」からご希望の日時をご確認の上、「申込みフォーム」をご利用ください。

※太枠内は必須項目ですので、必ずご記入ください
※複数名でお申込みの場合はお手数ですがコピーしてご使用ください

申込日： 年 月 日

(株) 労働調査会 雇用管理研修事業部 行

FAX:03-3915-7033

受講希望日 <small>※申込日に□をつけてください</small>	基礎講習		9:00～16:30 (定員80名)		
	<input type="checkbox"/> 9月10日(火) <small>(460101)</small>	<small>鹿児島市</small>	オロシティーホール 2階中会議室		
	<input type="checkbox"/> 11月6日(水) <small>(460103)</small>	<small>曾於市</small>	曾於建設会館 2階会議室		
	<input type="checkbox"/> 10月9日(水) <small>(460102)</small>	<small>鹿児島市</small>	オロシティーホール 2階第4会議室		
受講者情報	コミュニケーション スキル等向上コース		12:50～16:30 (定員40名)		
	<input type="checkbox"/> 11月19日(火) <small>(460201)</small>	<small>鹿児島市</small>	オロシティーホール 2階第4会議室		
	フリガナ 氏名	生年月日	※修了証記載		
		西暦	年	月	
	勤務先事業場名				
	※修了証記載				
勤務先住所 (〒 -)					
電話番号		FAX番号			
所属部署／役職					
メールアドレス (ご利用があれば記載ください)					
所属されている団体等がありましたら、ご記入ください (例:○○労働基準協会○○支部)					

*記載された内容については、厳重に管理し、内容確認・各種講習会等に関する情報提供以外の目的で使用いたしません。

*お申込み後、おおむね一週間以内に受講票(ハガキ)をお送りします。届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。

☆キャンセルは原則として開催日の一週間前までにご連絡ください (連絡先: 03-3915-7221)

お申込み ※建設関係事業者以外の方は受講できません。



【FAX】 03-3915-7033

もしくは



雇用管理研修



<https://koyoukanri.chosakai.ne.jp/>
にアクセス頂きお申込みください。



お問合せ先

株式会社労働調査会 雇用管理研修事業部
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5



【TEL】 03-3915-7221



【MAIL】 koyoukanri2@chosakai.co.jp

<2019.6>

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

ゼロ災運動KYT

(危険予知訓練)

令和元年度

基礎2日間コース
鹿児島会場のご案内

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

トレーナー研修会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイヒト」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

【日 程】 令和元年9月26日(木)～27日(金) 2日間

【時 間】 午前9時から午後5時まで (受付開始8時30分～)

**【会 場】 オロシティーホール 二階大会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12
TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109**

【内 容】 危険予知訓練活用技法(実技) KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

【定 員】 96名 (参加者をチーム別に編成して討議します。)

令和元年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の一部を割引料金で受講できる制度があります。

①労災保険適用事業場 ②常時使用する労働者数が300人未満であること。

③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し(労働基準監督署の受付印があるもの)を提出できること(監督署の受付印がない場合は領収書も併せて提出が必要) 割引制度を利用した場合後日アンケートにご協力いただきます。

※本制度の利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引適用を取消し割引額の返還を求めることがあります。

【参加要領】

●参加費

区分	正規料金	割引料金(注2)	備考
会員(注1)	22,356円	13,414円	参加費は1名分で資料代、昼食代、消費税を含みます。
一般(非会員)	24,840円	14,904円	

(注1) 会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

(注2) 割引料金は、「研修会の割引サービス」をご利用した際の金額です。割引料金の対象は常時使用する労働者数が300人未満であり、労災保険の適用事業場であることです。(申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。)

●申込締切日：8月23日(金)まで (期限までに定員になりました場合には締め切ります)

●申込方法

- ① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。

参加証は開催日10日前頃送付いたします。

- ② 参加費は、申込み締切日までに下記銀行に振込み願います。
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。

●振込先 取引銀行 福岡銀行 奈良屋町支店

普通預金 口座番号 1163225

口座名 中央労働災害防止協会

九州安全衛生サービスセンター

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。

- ① 開催日の7日前～開催日前日は参加費の30%
② 開催当日は、参加費の100%

●振込先の所在地

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664

●修了証：閉会時に修了証をお渡します。

●会場見取り図



申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

FAX 099-226-3622

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書（鹿児島会場）

参加希望回	令和元年9月26日・27日			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50～99人
ふりがな					<input type="checkbox"/> 100～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上
事業場名				業種	
				会員について	
所在地	〒(-)			<input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員	
				役職	
連絡担当者	フリガナ	所属		FAX	
	氏名	電話		E-mail	

参加者	フリガナ		所属・役職名	年代をご記入ください。	No.
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
	フリガナ		所属・役職名	年代をご記入ください。	No.
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	

参加料は	月	日	1. 銀行振込 ※振込手数料はご負担をお願いします。	通信欄	受付	参加証
¥	円	2. 現金書留で送金				

(注) 受付・参加証・No.には記入しないで下さい。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、右の□にチェックマークを記入してください。割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただいたサービスの的確な提供のため使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供に使用することができます。

個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□内にチェックマーク（√）をご記入下さい。

同意しない

令和元年9月 講習開催のご案内

問い合わせ・申込書取り寄せ先:本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習		【全科目者】 9/9~9/13	8/5~8/9	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	<p>【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者</p>
		【科目免除者】 9/9~9/10		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	
		玉掛け	9/9~9/11	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		高所作業車運転	9/17~9/18	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		ガス溶接	9/17~9/18	【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		有機溶剤作業主任者	9/19~9/20	【全科目者】 会員 12,824円 一般 13,824円	※会場がオロシティーホールになります
		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	9/25~9/27	【全科目者】 会員 18,440円 一般 19,440円	
		【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	9/30~10/4	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
				【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
床上操作式クレーン運転		9/30~10/2	9/2~9/6	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特別教育		粉じん作業	9/11	【全科目者】 会員 8,424円 一般 9,504円	
		アーケ溶接等	9/24~9/26	【全科目者】 会員 18,360円 一般 21,600円	
		低圧電気取扱	9/24~9/25	【全科目者】 会員 15,822円 一般 19,062円	
		ローラー運転	9/26~9/27	【全科目者】 会員 16,820円 一般 20,060円	
その他	職長その他現場監督者	9/12~9/13	8/5~8/9	【全科目者】 会員 12,744円 一般 15,984円	

曾於地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習	9/17~9/19	8/5~8/9	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉掛け技能講習	10/7~10/9	9/2~9/6	【全科目者】 会員 22,440円 一般 23,440円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

(備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくな、案内書をお取り寄せください。